

【記載例 8】

総合課税の譲渡所得と分離課税の譲渡所得に赤字と黒字がある場合 《措法41の5の2適用初年度》

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 | 2,000,000円 |
| 2 「総合短期譲渡所得」の「差引金額」 | 1,000,000円 |
| 3 「一時所得」の「差引金額」 | 1,200,000円 |
| 4 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 | 7,000,000円 |
| (うち、特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額)) | 5,000,000円() |
- (「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の 欄の金額)

《第四表(一)》

1 損失額又は所得金額						
A 経常所得(申告書B第一表の①から⑦までの合計額)						⑤4 2,000,000円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	③ 必要経費	② 差引金額(A-B)	① 損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	円	円
		総合譲渡			0	0
	長期	分離譲渡	円	円	6,000,000 (7,000,000)	3,300,000 (4,000,000)
		総合譲渡				
	一時				1,200,000	500,000
C 山林			円			

2 損益の通算						
所得の種類	④ 通算前	③ 第1次通算後	② 第2次通算後	① 第3次通算後	① 損失額又は所得金額	
A 経常所得	⑤4 2,000,000円	第1次 0円	第2次 0円	第3次 0円	0円	
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑤6	1次	2次	3次	
	長期 分離譲渡(特定損失額)	⑤7 △ 3,300,000	1次 1,300,000	2次 1,300,000	3次 1,300,000	1,300,000
	長期 総合譲渡	⑤8	通算	通算	通算	
	一時	⑤9	算	算	算	
C 山林	→ ⑥0		算	算		②
D 退職	→ ⑥1			算		
損失額又は所得金額の合計額					⑥5	1,300,000

(記載に当たっての留意事項)

- 「長期・分離譲渡」の赤字(7,000,000円)のうち、損益通算の対象となる特定損失額(5,000,000円)を、「短期・総合譲渡」の黒字(1,000,000円)から差し引き、差し引き前の金額(「長期・分離譲渡」にあつては、7,000,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(「長期・分離譲渡」にあつては、6,000,000円)を記載します。引き切れない「長期・分離譲渡」の赤字(6,000,000円)のうち、損益通算の対象となる特定損失額(4,000,000円)を「E 損失額又は所得金額」欄に記載します。
- 「E 損失額又は所得金額」欄において、上記1により引き切れない「長期・分離譲渡(特定損失額)」の赤字(4,000,000円)を、「一時」の特別控除後の黒字(700,000円)から差し引き、差し引き前の金額を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額を記載します。引き切れない「長期・分離譲渡(特定損失額)」の赤字(3,300,000円)は、「2 損益の通算」の57欄に転記します。

